

2 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

2 いじめに対する本校の基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめ防止等に関する具体的方策

(1) 未然防止（発達支持的・課題予防的生徒指導）

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないため、常態的・先行的生徒指導を行う。

<未然防止のための措置>

① いじめについての共通理解

- ・全職員がいじめについて共通認識をもち、教育活動全体を通じ、全児童に「いじめは絶対に許されない」ことを徹底する。
- ・いじめを起こさないための組織づくり、環境づくり（「いじめをなくす射水市民五か条」の活用、あったかハートの年間を通した取組、教師が見本を示す言語環境の整備等）について教職員一体になって取り組んでいく。
- ・マイサポーターや気がかりポストを活用し、常に児童の様子を把握する。また、いじめ防止対策委員会を年5回開催し、いじめ事案への対処や事例研究、未然防止のための情報交換を行う。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童会活動等の児童の主体的な活動や、「分かる授業」「学び合う授業」の展開を通して一人一人のよさを伸ばし、自尊感情と互いの人権を尊重しようとする意識の向上を図ること
- ・差別や偏見をなくし、互いの人権を尊重し合う心を育て、自他の生命を尊重しようとする態度を育てる道徳教育を進めていく。
- ・「あったかハート宅急便」を利用し、各学級で日常的なよいこと見付けを行ったり、学年の枠を超えた「ビッグハートプロジェクト」「あったか言葉集会」などの児童会活動を充実させたりして、児童一人一人の思いやりの心を育む。また、その取組を掲示や校内放送を活用して奨励し、定着を図る。
- ・互いを認め励まし合う「あったか言葉」「あったか行動」「挨拶」「丁寧な言葉づかい」を奨励し、教師も共に行うことで、正しい言語環境を整える。
- ・授業等を通して児童の語彙を増やし、自分の思いを相手に適切に伝えることができるようにする。
- ・正しい判断と責任ある行動ができるように日頃から児童の自己決定の場を多く設定する。

③ いじめを生まない集団づくり（「みんなの堀岡小学校」の意識付け）

- ・特別支援教育のよさや生徒指導の機能を生かした学習を進める。
- ・各学級で学校生活でのよいことや、友達のよいところを見付け合う。
- ・縦割り清掃、チームタイム（縦割りグループでの遊びや奉仕活動）、なでしこ集会、堀岡ウォーク等、個々やグループのよさの認め合い、感謝の気持ちの伝え合い等、互いのよさを認め合う集団づくりの場を設定する。
- ・WEBQ U調査を活用し、いじめを生まない学級づくりに努める。

④ 自尊感情、自己有用感を育む

- ・縦割り清掃、チームタイム、なでしこ集会、堀岡ウォーク、また、クラブや児童会活動等、異学年間で協力して働いたり楽しく触れ合ったりする活動を通して、高学年がリーダーシップを発揮し、よりよい仲間づくりができるようにする。また、励ましやがんばりを賞賛して、自分もみんなのために役立っていることを感じるようにする。
 - ・授業や学級会等で、聞き手を意識した話し方、話し手を受け入れる聞き方を、教師が実例を示して指導し、受容的な雰囲気を作り、「自分の考えを聞いてもらえる」「話してよかった」という安心感を高めるようにする。
 - ・児童一人一人が「自分の目標」を見付け、挑戦していくことができるよう、毎学期にワークシート「なりたい自分」を記入する。全教職員が指導方針を共通理解し、励ましの言葉かけをしたり、生徒指導日誌・生徒指導記録を活用して伝え合ったりして、子供の成長を確認し、価値付けていく。
- ⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む
- ・日常的な問題を軽視せず学級全体、学校全体で共有し、発達段階に応じて人権や生活上のルール等について話し合い、自他共に尊重する心や思いやりの心を養うようにする。また、道徳の時間に命や人権の大切さについて考えたり「あったか家族ウィーク」を活用して家族で話し合ったりして、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」ということを感じとり、実践に生かせるようにする。
 - ・全学年、年に1回、いじめに関するSOSの具体的な出し方を授業で取り上げ指導する。
 - ・「あったかハート集会」や「あったかハート宅急便」（思いやりのある行動を広めるためのカードの活用）、「人権週間」等の児童会活動を通して、児童が主体となり、いじめ防止活動に取り組んだり、思いやりの心や自他の生命を尊重する心情を養ったりできるようにしていく。
 - ・「あいさつ運動」を委員会が主体となって積極的に展開し、児童同士、児童と教師が挨拶を交わす機会を増やすことにより、誰にでも明るく穏やかな気持ちで接しようとする心情を養う。学校内だけではなく、地域の人へも挨拶する習慣が身に付くように指導していく。
- ⑥ 道徳教育の充実＜道徳 指導の重点より＞
- ・多様な教育活動を関連させて指導し、児童生徒の日常的な道徳的实践につなげる。特に、いじめ防止や安全の確保といった課題についてはよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで主体的に関わることができるように努める。
- ⑦ 家庭・地域との連携
- ・いじめ防止基本方針（本方針）を公開し、射北中学校区児童生徒健全育成連絡協議会（コミュニティスクール情報交換会）との連携を図り、地域や保護者の理解と協力を得る。
 - ・児童の悩みや心の変化に気付き、それをサポートしていくための啓発活動（PTA教育講演会等）を実施する。
 - ・学校便りやホームページ等を通して、いじめ問題の重要性や思いやりの心の育成の大切さ等を伝えて、その認識を広める。
 - ・スマホ携帯安全教室を毎年開き、各種情報機器を使ったネット上のいじめの具体例を紹介し、ネットの危険性と家庭で情報モラルを指導することの必要性について指導する。また、PTAと協力して、「PTAメディア使用ルール 守っているかな親子でチェック」カードを活用し、ネットトラブル防止に努める。

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

＜早期発見のための措置＞

① 実態把握・情報交換

- ・全職員で全校児童を見守り実態把握に努めるとともに、生徒指導日誌、終礼時の情報交換会を通して適時情報交換を行い、気になる児童や学級の問題について共通理解する。生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会で協議し、適切な指導・支援を行う。
- ・児童の休み時間や放課後の雑談、日記、日頃の様子等からも、問題行動の種や児童の人間関係の変化を捉え、日常的な学校生活の中でも児童の様子を敏感に受け取っていくことで、いじめの兆候を見逃さないようにする。

② 調査・教育相談

- ・学期毎にアンケート調査（スマイルアンケート）とそれを基にした個別面談を実施する。また、必要性が認められる場合は適宜アンケートや教育相談を実施し、児童の微妙な心や言動の変化を捉えることができるようにする。ヤングケアラー調査も加えて行い、家庭環境で気になる児童には複数人で情報を共有する。
- ・児童観察簿による個人カルテやWEB Q U調査を利用し、学級集団を客観的に捉えるようにする。

③ 家庭・地域との連携

- ・家庭との情報交換を密にし、児童の心身の状態を把握するようにする。また、児童の言動に気になる変化が感じられた場合には、連絡帳、電話連絡、家庭訪問、場合によってはS C、S S W等、専門家や関係機関と共に保護者と意思疎通を図りながら指導に当たる。
- ・欠席児童への電話連絡を行い、「元気に登校」につなげる。また、連続3日以上や月に5日以上の欠席の場合は家庭訪問し、保護者と話し合って児童の心身の状況を確認する。
- ・幼保・中との連携を図り、継続した支援ができるように努める。
- ・学校運営協議会や堀岡防犯協会、児童見守り支援隊、P T Aの方々からも情報交換をする機会を設け、学校以外の場での児童の実態を把握するよう努める。

(3) 事案対処（課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導）

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。

＜いじめに対する措置＞

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場で即時にその行為をやめさせ、関係児童から事実関係の聴取を行う。また、その結果を速やかに管理職に報告し、情報の共有を図るとともに、被害を受けている児童の安全を確保する。
- ・児童や保護者からいじめと疑われる相談や訴えがあった場合は、直ちに管理職に報告し、情報の共有を図るとともに、被害を受けている児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・管理職、生徒指導主事への連絡、報告を迅速に行い、校長または教頭が対応への助言と指示を行う。
- ・管理職は、いじめ対策協議会（校長、教頭、P T A会長、学校運営協議会委員、堀岡防犯協会長で構成）を開き、初期対応を話し合う。また、いじめ防止対策委員会を開催して、対応策や分担等の共通理解を図り、チームでの対応ができるようにする。
- ・生徒指導主事は報告を時系列で詳しくまとめ、事実解明と再発防止につなげていけるようにする。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

② いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・全面的にいじめられた児童の側に立って、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・いじめられた児童には、担任と校長、教頭、養護教諭等全校の教職員で随時声かけをし、「いつも見守っている」というサインを出すことにより、安全を確保し安心感につなげるようにする。
- ・被害児童保護者への連絡は、その日のうちに担任と教頭等で家庭訪問し、事実関係と対応の基本方針を伝え、いじめから守り抜くことを約束する。また、家庭の要望に応じた対処を行うとともに、学校での様子や支援の様子を随時伝えていく。必要に応じて、S CやS S W等の関係機関との連携を図る。

③ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、迅速に事実関係の聴取を行う。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または財産を脅かす絶対にやってはいけない行為であることを毅然と指導し、自らの行為の責任の重さを自覚させる。
- ・いじめた児童の保護者に迅速に連絡し、事実関係を伝え、以後の対応を適切に行うことができるように家庭での指導と協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行うことで、家庭と学校が連携して当該児童の更正を支える。

- ・いじめた児童が抱える問題や心理を十分に理解しつつ、いじめは絶対に許されないということを根気強く継続して指導する。
- ・学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめられた児童の保護を第一に考え、児童相談所等の関係機関と連携し、いじめた児童に対しては、適切な対応について検討する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・はやしたてるなど、同調していた児童や傍観者についても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを認識させ、自分自身の問題としてとらえさせることで、いじめを許さないという風土を醸成する。
- ・いじめを止めさせる、それができなくても、誰かに知らせる、いじめられた児童を慰めて支えてあげるなど、自分にできることを考えて実行する勇気をもつように指導する。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み、画像・動画の公開については、被害の拡大の防止のため、保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・毎年スマホ携帯安全教室を実施し、インターネットの安全な利用の仕方について学習する場を設ける。

(4) 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

＜いじめ解消の定義＞

- ・いじめが止まっている状態が 3 か月継続していること
- ・被害者が心身の苦痛を感じていないこと

＜再発防止のための措置＞

① いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケートにより判明した事実を、適切に提供する。

② 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して、上記に示される指導を適切に行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられた児童の保護を第一に、所轄警察署と相談して対処する。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭（必要に応じて、SCやSSW等の心理や福祉の専門家を追加する。）

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識の啓発
- ・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対処
（生徒や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 年間計画

	児童理解	いのちの授業・安全指導	生徒指導委員会
1 学期	4月 家庭訪問 4月 スマイルアンケート①・スマイルタイム 5月 WEBQU調査 7月 スマイルアンケート②・スマイルタイム 保護者面談	4月 交通安全教室 5月 自転車教室 7月 スマホ携帯安全教室 通年 いのちの飼育・観察 通年 あいさつ運動 通年 ニコニコの日 長期休業及び連休の指導	4月生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会① 7月生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会②
2 学期	9月 スマイルアンケート③・スマイルタイム 11月 スマイルアンケート④・スマイルタイム WEBQU調査 12月 保護者面談	11月 「いのちの授業」公開 長期休業の指導	8月生徒指導研修会 10月生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会③
3 学期	1月 スマイルアンケート⑤・スマイルタイム	防犯教室・薬物乱用防止教室 長期休業の指導	1月生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会④ 3月生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会⑤